

筑前海区漁業調整委員会指示第216号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における水産動物の保護を図るため、釣り及びはえ縄漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和7年8月5日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及びはえ縄漁業の操業を禁止する。

3 指示の期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで